

# 令和6年度 大和郡山市移動等円滑化推進協議会

日時：令和6年6月12日（水）10：00～

場所：大和郡山市役所 交流棟2階 交流ホール

## 議 事 次 第

議事1．特定事業経過報告について〔資料2〕〔資料3〕  
事務局（市まちづくり戦略課）

議事2．意見交換、その他

### 【配布資料】

- ① 議事次第
- ② 資料1（大和郡山市移動等円滑化推進協議会委員名簿、運営要綱）
- ③ 資料2（バリアフリー事業の進捗状況調書）
- ④ 資料3（バリアフリー状況写真）
- ⑤ 参考資料（大和郡山市移動等円滑化推進協議会の傍聴に関する基準）  
（大和郡山市附属機関設置条例）  
（大和郡山市バリアフリー基本構想概要版）

## 大和郡山市移動等円滑化推進協議会運営要綱

### （目的）

第1条 大和郡山市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき、バリアフリー化事業の実施及び継続的改善を円滑に進めるため、大和郡山市附属機関設置条例（平成26年9月大和郡山市条例第10号）第2条の規定に基づき、大和郡山市移動等円滑化推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の管理運営に関すること。
- (2) バリアフリー特定事業（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第22号に規定する特定事業をいう。）の実施、計画及び調整に関すること。
- (3) バリアフリー化事業の情報提供に関すること。
- (4) その他、バリアフリー化事業に関し必要と認められる事項

### （組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員25名以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体を代表する者
- (3) 障害者団体を代表する者
- (4) 地域コミュニティを代表する者
- (5) 商工関係団体を代表する者
- (6) 公共交通事業者を代表する者
- (7) 奈良県公安委員会を代表する者
- (8) 関係行政機関及び市の職員
- (9) その他市長が必要と認める者

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中での退任等があった場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を求め、又は意見を聴くことができる。
- 6 会議は、原則として公開するものとし、その方法等については市長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(大和郡山市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程の廃止)

- 2 大和郡山市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年9月19日から施行する。

(大和郡山市バリアフリー事業報告会設置要綱の廃止)

- 2 大和郡山市バリアフリー事業報告会設置要綱は、廃止する。

(大和郡山市バリアフリー事業者調整会議設置要綱の廃止)

- 3 大和郡山市バリアフリー事業者調整会議設置要綱は、廃止する。

## バリアフリー事業（ハード施策）の進捗状況調査

【資料2】

### 公共交通特定事業

奈良交通(株)	<p>【ノンステップバスの導入】</p> <p>令和5年10月に、郡山若草台線を奈良県総合医療センター～近鉄郡山駅に短縮し、小型ノンステップバスから中型ノンステップバスでの運行に変更した。</p> <p>大和郡山市コミュニティバス3両を除く近鉄郡山駅路線バス乗入車両のべ38両のうち、ノンステップバスは28両（73.7%）、ワンステップバスは9両（23.7%）となり、スロープ付き低床車両の割合は97.4%（37両）となった。</p>
---------	---

### 道路特定事業

県道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良大和郡山斑鳩線 都市計画道路城廻り線の改良工事</li> </ul> <p>-----</p> <p>【令和6年度以降に実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良大和郡山斑鳩線 都市計画道路城廻り線の改良工事</li> </ul>
市道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度については、市道近鉄三の丸線東側歩道の歩道拡幅工事を行いました。</li> </ul> <p>-----</p> <p>【令和6年度以降に実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度に都市計画道路城廻り線南側を、令和7年度にJR郡山駅周辺整備を行う予定です。</li> </ul>

### 交通安全特定事業

郡山警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度までに、【1.市役所前 2.新紺屋町交差点 3.北郡山交差点 4.西友（現 asmo）西側 5.JR郡山駅東側】の5箇所の交差点において、音響式信号機の設置を行いました。</li> </ul>
-------	---

## バリアフリー事業（ハード施策）の進捗状況調書

### 建築物特定事業

大和郡山市役所	<p>市役所の交流棟（地上2階建て）建設及び外構整備が終了し、新庁舎建設事業が完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道から出入口まで移動円滑化された経路を確保。</li> <li>・新庁舎・交流棟の出入口付近2か所に音声誘導案内を設置。</li> <li>・外構整備において障がい者用の駐車場スペースを5台確保。</li> </ul>
大和郡山市 社会福祉会館	<p>・市福祉ゾーン整備審議会において、会館の建替を計画しており、「市バリアフリー特定事業計画」において計画されたハード面（施設）の改修も実施を検討されているが、令和6年3月に2階身障者用トイレの便器を温水洗浄機能付き便器に取替を行った。しかしながら、本施設は高齢者や障害を持つ方の集いや会議など盛んであるため、本会職員が日常的なサポート（マンパワー）でそれらの事項を補っている。</p> <hr/> <p><b>【令和6年度以降に実施予定】</b> 市福祉ゾーン整備計画において、現在具体的な建物配置等は決定されていないが、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく福祉施設が設置されるものです。</p>
三の丸駐車場	<p>・特定事業内容は改善いたしました。また、「近鉄郡山駅周辺整備事業」において、本駐車場が解体されることが決定しましたが、費用対効果を検討しつつ、改善に努めるものです。</p> <hr/> <p><b>【令和6年度以降に実施予定】</b> ・近鉄郡山駅周辺整備計画において令和8年度以降に解体される計画です。</p>

## バリアフリー事業（ハード施策）の進捗状況調書

### その他事業

県道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度1月に国交省の『道路の移動等円滑化に関するガイドライン』の改訂を受けて、特定道路上の踏切(郡山踏切、九条第9号踏切、九条第12号踏切の3カ所)において、点字ブロックなどの設置を令和6年度中に予定している。</li> </ul>
近鉄郡山駅	<p>令和5年度については、以下の業務を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅舎移設予定地の土質調査業務及び測量の実施</li> <li>・ 交通結節点整備調査等検討業務の実施</li> <li>・ 近鉄郡山駅周辺境界確定業務</li> <li>・ 近鉄郡山駅周辺地区整備検討委員会開催（計3回）</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>【令和6年度以降に実施予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近鉄駅前広場デザイン検討業務</li> <li>・ 近鉄郡山駅周辺境界確定業務</li> <li>・ 近鉄郡山駅前建物補償算定業務</li> <li>・ 近鉄郡山駅周辺測量及び土質調査業務</li> <li>・ 近鉄郡山駅周辺地区整備検討委員会の開催</li> </ul>

## バリアフリー事業（ソフト施策）の進捗状況調書

広報・啓発	広報・啓発活動の 推進 〈人権施策推進課〉	・ お互いがお互いの違いを認め合い、尊重できる関係を築き合える「人と人との互いに支え合うことのできる」まちづくりを目指し、人権のまちづくり推進協議会や人権教育推進協議会等と連携して、社会的に不利な立場となりがちな女性、性的少数者（LGBT）、外国人等の立場を尊重し、お互いが認め合うことのできるまちづくりの啓発を行った。
		【令和6年度以降に実施予定】 ・ 社会的に不利な立場となりがちな人々に対する理解を深める内容の啓発やイベントの開催を実施予定。（具体的な内容については検討中） ・ 人権施策に関する基本計画を見直し予定。
	広報・啓発活動の 推進 〈まちづくり戦略課〉	・ 令和5年11月11日に、郡山城天守台に仮設スロープを設置し、車いす利用者を対象とした登城サポート事業を実施しました。
		【令和6年度以降に実施予定】 ・ 令和6年度についても、令和6年5月12日に登城サポート事業を実施しました。以降については、実施時期は未定ですが、引き続き登城サポート事業を実施していく予定です。

## バリアフリー事業（ソフト施策）の進捗状況調書

迷惑自転車対策	自転車のマナー向上を図る啓発活動 〈交通防犯対策課〉	<p>ソフト施策（迷惑自転車対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春と秋の交通安全県民運動期間中に商業施設や学校等において、自転車の安全かつ正しい利用、運転マナーの向上の啓発活動を実施。 (春; 5月 11日～ 20日 啓発活動実施 秋; 9月 21日～ 30日 啓発活動実施)</li> <li>・小学生、中学生等を対象に自転車の運転マナーの向上のため、交通安全教室を実施 (令和5年度 20 回、1,513 名に実施)</li> <li>・放置自転車対策の継続的な推進 (令和5年度 102 回 移動業務の実施、86 台の移動)</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【令和6年度以降に実施予定】</p> <p>ソフト施策（迷惑自転車対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春と秋の交通安全県民運動期間中に商業施設や学校等において、自転車の安全かつ正しい利用、運転マナーの向上の啓発活動を実施。 (春; 4月 6日～ 15日 秋; 9月 21日～ 30日)</li> <li>・小学生、中学生等を対象に自転車の運転マナーの向上のため、交通安全教室を実施</li> <li>・放置自転車対策の継続的な推進 (令和6年度 101 回 移動業務の実施予定)</li> </ul>
	教育	学校におけるバリアフリー教育の実施 〈学校教育課〉 〈まちづくり戦略課〉 〈奈良交通(株)〉

## バリアフリー事業（ソフト施策）の進捗状況調書

	<p>【令和6年度以降に実施予定】          実施時期は未定ですが、引き続きバリアフリー教室の開催を要望し、車いす体験等を通じたバリアフリー教育に取り組む予定です。</p>
<p>市職員のバリアフリー教育訓練研修の充実          〈人事課〉</p>	<p>・障がい者サービスに必要な手話技術・心構えを習得することにより、市民サービスの向上及び窓口業務の円滑な遂行を図るため、市職員に対して手話研修を実施した。</p> <hr/> <p>【令和6年度以降に実施予定】          ・市職員に対する手話研修は、令和6年度以降も毎年度実施予定。</p>

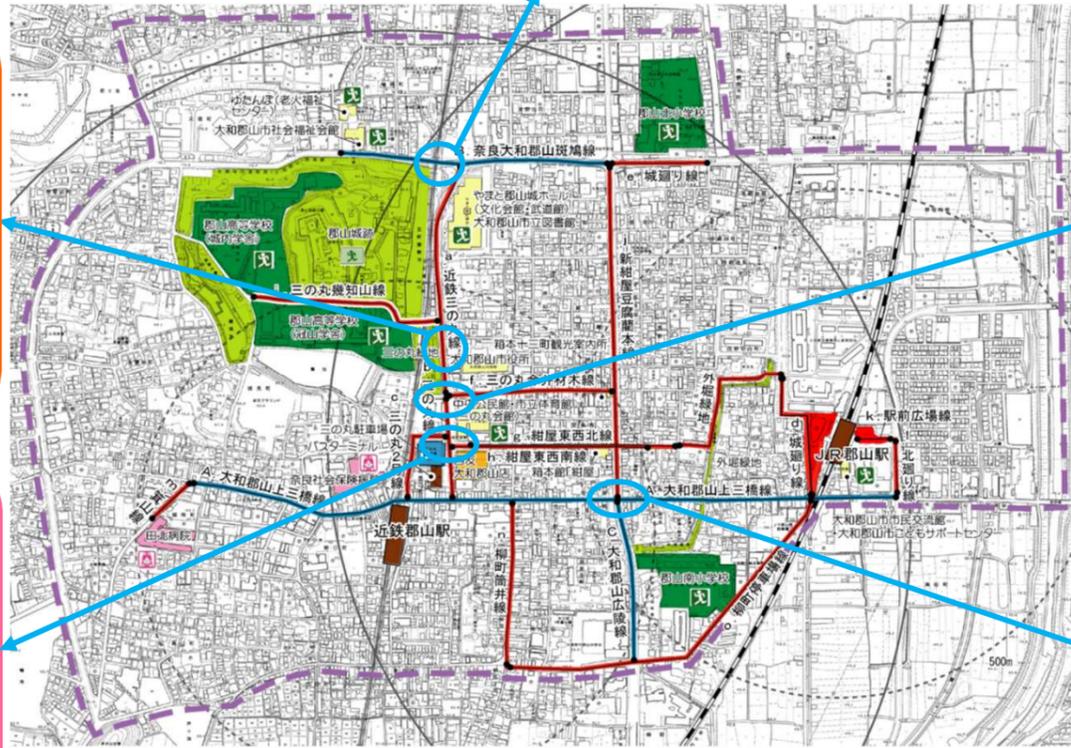
## バリアフリー事業（ソフト施策）の進捗状況調書

教育	社員のバリアフリー教育訓練研修の充実 〈近畿日本鉄道(株)〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係員が視覚障害者等を見かけた場合は、積極的に声かけを行って介助を申し出、断られたとしてもそのお客様の移動に沿っての見守りを継続して実施する。</li> <li>・運輸現業従事員に対して、社内で作成した研修資料やDVD映像、または外部団体主催の障害者対応研修資料等を活用し、接遇技能取得の向上を図る訓練、研究会を継続して実施する。</li> <li>・アイマスク等を活用して、接遇技能取得の向上を図る訓練、研究会を実施する。</li> <li>・当社制作の「バリアフリー接遇総合マニュアル」により、全職場で継続的に教育を実施する。</li> <li>・運輸部現業職場の新規助役登用者に対してサービス介助士資格を取得させる。なお、サービス介助士資格の有効期限は3年であるが、資格継続の手続きを行っている。</li> </ul>
		【令和6年度以降に実施予定】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・係員が視覚障害者等を見かけた場合は、積極的に声かけを行って介助を申し出、断られたとしてもそのお客様の移動に沿っての見守りを継続して実施する。</li> <li>・運輸現業従事員に対して、社内で作成した研修資料やDVD映像、または外部団体主催の障害者対応研修資料等を活用し、接遇技能取得の向上を図る訓練、研究会を継続して実施する。</li> <li>・アイマスク等を活用して、接遇技能取得の向上を図る訓練、研究会を実施する。</li> <li>・当社制作の「バリアフリー接遇総合マニュアル」により、全職場で継続的に教育を実施する。</li> <li>・運輸部現業職場の新規助役登用者に対してサービス介助士資格を取得させる。なお、サービス介助士資格の有効期限は3年であるが、資格継続の手続きを行っている。</li> </ul>
	社員のバリアフリー教育訓練研修の充実 〈西日本旅客鉄道(株)〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社員によるお身体の不自由なお客様への対応能力の向上、知識の習得</li> <li>・「バリアフリーマニュアル」配布・教育実施, 「サービス介助士」の資格取得</li> <li>(2) お客様同士の「共助」の呼びかけを継続的に実施</li> <li>・駅・車内における放送, 動画・ポスター等による啓発</li> </ul> 【令和6年度以降に実施予定】 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社員によるお身体の不自由なお客様への対応能力の向上、知識の習得</li> <li>・「バリアフリーマニュアル」配布・教育実施, 「サービス介助士」の資格取得</li> <li>(2) お客様同士の「共助」の呼びかけを継続的に実施</li> <li>・駅・車内における放送, 動画・ポスター等による啓発</li> </ul>

奈良大和郡山斑鳩線 都市計画道路城廻り線の改良工事



近鉄三の丸線歩道拡幅工事



市役所前 音響信号



北郡山交差点 音響信号



新紺屋町交差点 音響信号



特定事業完了・事業中 状況写真

教育



学校におけるバリアフリー教育の実施

迷惑自転車対策



自転車のマナー向上を図る啓発活動

広報・啓発



広報・啓発活動の推進(男女共同参画講座)

広報・啓発



広報・啓発活動の推進(登城サポート)

ソフト施策 状況写真

## 大和郡山市移動等円滑化推進協議会の傍聴に関する基準

### （趣旨）

第1条 この基準は、大和郡山市移動等円滑化推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### （公開の原則）

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 傍聴人は、前項ただし書の規定により会議が公開されないこととなったときは、会長の指示に従い速やかに退場しなければならない。

### （傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議当日所定の場所において、傍聴人記名簿に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

### （傍聴人の定員）

第4条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 傍聴希望者の人数が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

### （傍聴できない者）

第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、刀剣、火薬その他の危険物を所持している者
- (2) ラジオ、拡声器、マイク等、会議の妨げとなる恐れのある機器等を所持している者
- (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 酩酊していると認められる者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

### （禁止事項）

第6条 傍聴人は、会議の傍聴中は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、拍手その他の方法により、自己の意見を表明しないこと。
- (2) はち巻、ゼッケン、たすき、腕章の類を身につける等示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、みだりに席を離れ、傍聴席以外に立ち入り、その他審議会の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。  
ただし、報道等を業とする者が、あらかじめ会長の承認を得た場合は、この限りでない。

(会長等の指示)

第8条 傍聴人は、会長及び事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 会長は、傍聴人がこの基準に違反し、又は、会長の指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の閲覧等)

第10条 傍聴席に会議資料2部を設置し、閲覧に供するものとする。ただし、会長が審議会資料の内容等にかんがみて閲覧に適しないと判断したときは、会議資料の全部又は一部を閲覧に供しないこととすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第2条ただし書の規定により会議が公開されないこととなったときは、会長は、会議資料の全部又は一部の閲覧を中止させることができる。

3 第1項の規定により閲覧に供された会議資料については、必要な費用を負担して写しを得ることができる。ただし、会長が、当該資料の内容その他の事情にかんがみ、写しの交付に適しないと判断したときは、この限りではない。

附 則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。

○大和郡山市附属機関設置条例

平成26年 9 月19日

大和郡山市条例第10号

改正 平成26年12月18日条例第20号

平成27年12月17日条例第29号

平成28年 6 月30日条例第19号

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、本市に設置する附属機関は、別表のとおりとする。

(その他)

第2条 前条の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。ただし、当該附属機関が2以上の執行機関に属するときは、そのいずれかの執行機関が定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成26年条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成27年条例第29号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務
市長	大和郡山市指定管理者選定審査会	公募して行う指定管理者の選定等の審査に関する事務
	水木十五堂賞選考委員会	水木十五堂賞の被表彰者の選考に関する事務
	大和郡山市職員分限懲戒等審査会	職員の分限、懲戒等についての審査に関する事務
	大和郡山市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定及び推進についての審議に関する事務
	大和郡山市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置等の要否についての審査に関する事務
	大和郡山市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会	老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定についての審議に関する事務
	大和郡山市老人福祉施設等整備及び地域密着型サービスの運営に関する審査委員会	老人福祉施設等の整備及び地域密着型サービスの運営についての審査に関する事務
	大和郡山市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置及び運営についての審議に関する事務
	大和郡山市予防接種健康被害調査委員会	大和郡山市が実施した予防接種により生じた健康被害についての調査審議に関する事務
	大和郡山市予防接種事故等調査委員会	大和郡山市が実施した予防接種により生じた健康被害以外の事故

		等についての調査審議に関する事務
	大和郡山市清掃センター運営管理効率化 検討委員会	清掃センターの運営管理における効率化の調査検討に関する事務
	大和郡山市「人・農地プラン」検討会	人・農地プランについての審査に関する事務
	旧川本家住宅検討委員会	旧川本家住宅の今後のあり方及び方向性についての調査検討に関する事務
	大和郡山市入札監視委員会	大和郡山市が発注する建設工事等に伴う入札及び契約についての調査審議に関する事務
	大和郡山市総合評価審査委員会	大和郡山市が発注する総合評価落札方式による契約手続きについての審査に関する事務
	大和郡山市移動等円滑化推進協議会	大和郡山市バリアフリー基本構想の管理運営及びバリアフリー化事業の実施等についての検討に関する事務
	大和郡山市青年等就農計画審査会	青年等就農計画についての審査に関する事務
	大和郡山市まちづくり委員会	近鉄郡山駅周辺地区のまちづくりについての審議に関する事務
	大和郡山市自治基本条例検証委員会	大和郡山市自治基本条例（平成23年3月大和郡山市条例第2号）の検討及び見直し等に関する事務
教育委員会	大和郡山市就学指導委員会	就学指導についての調査審議に関する事務
	大和郡山市学校結核対策委員会	大和郡山市立小・中学校の児童生徒の結核対策についての審議に関する事務
	大和郡山市教科用図書選定委員会	大和郡山市立小・中学校において使用する教科用図書の選定についての調査に関する事務
	大和郡山市教科用図書採択委員会	大和郡山市立小・中学校において使用する教科用図書の採択についての選定審査に関する事務
	郡山城天守台展望施設整備委員会	郡山城跡における天守台展望施設整備事業について学術的見地からの指導助言を行うための調査審議に関する事務
	大和郡山市学校給食センター調理等業務 委託事業者選定委員会	大和郡山市学校給食センターにおける調理等の業務委託についての審査に関する事務
	大和郡山市芸術祭実行委員会	大和郡山市芸術祭における応募作品の審査に関する事務

## ソフト施策:「心のバリアフリー」の推進

ハード面のバリアフリー化だけではなく、ソフト面と一体となった総合的な取り組みを行っていくために「心のバリアフリー」を推進していきます。

### ■わかりやすい案内の充実

- ・だれにでもわかりやすい案内表示（サイン）の設置
- ・介助・接遇マニュアルの作成
- ・来訪障害者等への移動支援のしくみづくりの検討
- ・障害者に配慮した案内・情報システムの導入検討

### ■バリアフリー情報の提供

- ・バリアフリーマップの作成・配布
- ・バリアフリーの取り組みに関する情報提供

### ■広報・啓発

- ・広報・啓発活動の推進

### ■迷惑自転車対策

- ・自転車のマナー向上を図る啓発活動

### ■駐車場の利用マナーの向上

- ・身障者用駐車マスの利用マナー向上を図る啓発活動

### ■教育

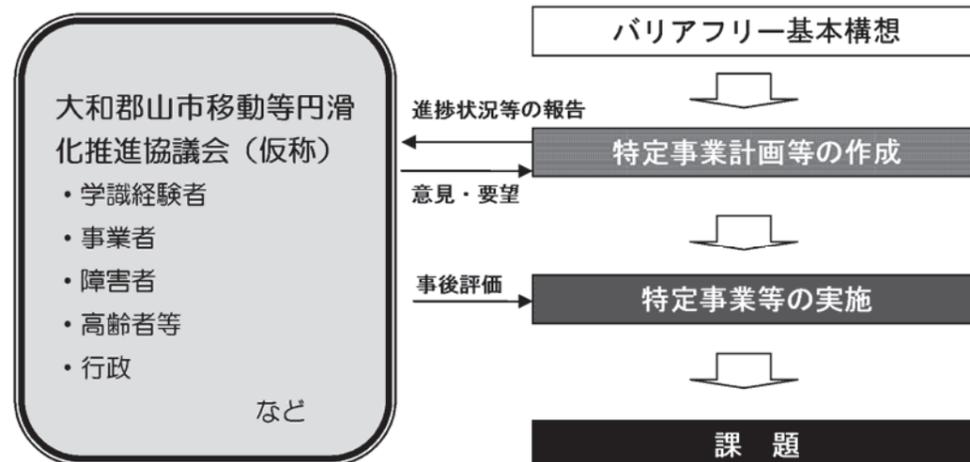
- ・学校におけるバリアフリー教育の実施
- ・市職員のバリアフリー教育訓練研修の充実
- ・社員のバリアフリー教育訓練研修の充実
- ・事業者向けバリアフリー教育訓練研修の実施

### ■当事者の意見を反映するしくみ

- ・バリアフリー整備の推進に当事者の意見を反映するしくみの構築

## ●段階的・継続的な取り組み(スパイラルアップ)に向けての体制

本構想が一過性の取り組みで終わることがないように、策定後も事業の着実な実施・評価・改善を図っていく等、継続的な改善の取り組みを行っていきます。また、適宜事業の評価を行い、必要に応じて見直すPDCAサイクルにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保を図ります。



■問合せ先: 大和郡山市 都市建設部 まちづくり戦略課

電話:0743-53-1151 FAX:0743-53-1049 E-mail: senryaku@city.yamatokoriyama.lg.jp

## 大和郡山市バリアフリー基本構想 (概要版)

～JR・近鉄郡山駅周辺移動等円滑化基本構想～



### 人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり ～安全・安心・快適な移動の確保をめざして～

高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことのできる生活環境の整備を目指し、移動等円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年に施行されました。

本基本構想は、このバリアフリー新法に基づき、JR・近鉄郡山駅周辺において、旅客施設（鉄道・バス・タクシー）、道路、建築物などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、移動等の円滑化を図っていくことを目的としています。

「大和郡山市バリアフリー基本構想策定協議会」を設置し、基本構想の策定に取り組んで来ました。策定にあたっては、ヒアリング調査、アンケート調査、ワークショップ、タウンウォッチング、パブリックコメント等を行い、障害者、高齢者などさまざまな立場の利用者の意見を伺いました。



## 公共交通特定事業

### ◇JR郡山駅（事業者：西日本旅客鉄道株式会社）

- ・ホームの安全性確保
- ・トイレの改良
- ・案内情報のわかりやすさの向上

### ◇近鉄郡山駅（事業者：近畿日本鉄道株式会社）

- ・ホームの安全性確保
- ・移動経路の円滑化
- ・トイレの改良
- ・案内情報のわかりやすさの向上

### ◇バス（事業者：奈良交通株式会社）

- ・ノンステップバスの導入
- ・車内への電光表示板の設置
- ・案内情報のわかりやすさの向上

### ◇タクシー（事業者：タクシー事業者）

- ・福祉タクシーの導入
- ・観光客の利用もふまえた福祉タクシーの利用促進

## 建築物特定事業

### ◇大和郡山市役所（事業者：大和郡山市）

- ・移動円滑化された経路の確保
- ・施設の改善
- ・案内情報のわかりやすさの向上

### ◇大和郡山市社会福祉会館

- ・施設の改善（事業者：大和郡山市）
- ・案内情報のわかりやすさの向上

### ◇三の丸駐車場（事業者：社会福祉協議会）

- ・施設の改善
- ・案内情報のわかりやすさの向上

### ◇asmo大和郡山（事業者：日本アシスト株式会社）

- ・移動円滑化された経路の確保
- ・施設の改善
- ・案内情報のわかりやすさの向上

## 都市公園特定事業

### ◇城跡公園・三の丸緑地（事業者：大和郡山市）

- ・バリアフリーに配慮した情報提供
- ・公園内のトイレの整備
- ・歴史に配慮した公園内のバリアフリー化の推進

### ◇外堀緑地（事業者：大和郡山市）

- ・移動円滑化された経路の確保

## 交通安全特定事業

### ◇交通施設（信号・交差点）（事業者：公安委員会）

- ・高齢者等感応化機能の整備
- ・視覚障害者付加機能の整備
- ・安全な横断対策の実施

## 道路特定事業（県道）

### ◇A. 大和郡山上三橋線（事業者：奈良県）

- ・歩行空間の改善
- ・歩行空間の確保
- ・踏切の改善

### ◇B. 奈良大和郡山斑鳩線

### ◇C. 大和郡山広陵線（事業者：奈良県）

- ・歩道の改善

## 道路特定事業（市道）

### ◇a. 近鉄三の丸線

### ◇b. 三の丸線

### ◇c. 三の丸2号線

### ◇d. 城廻り線

### ◇e. 城廻り線

- ・歩道の改善

### ◇j. 新紺屋豆腐藺本線

### ◇k. 駅前広場線

### ◇l. 北廻り線

### ◇m. 箕山線

（事業者：大和郡山市）

### ◇g. 紺屋東西北線

### ◇h. 紺屋東西南線

### ◇n. 柳町筒井線

### ◇o. 柳町停車場線

（事業者：大和郡山市）

- ・歩行空間の確保

### ◇f. 三の丸今井材木線

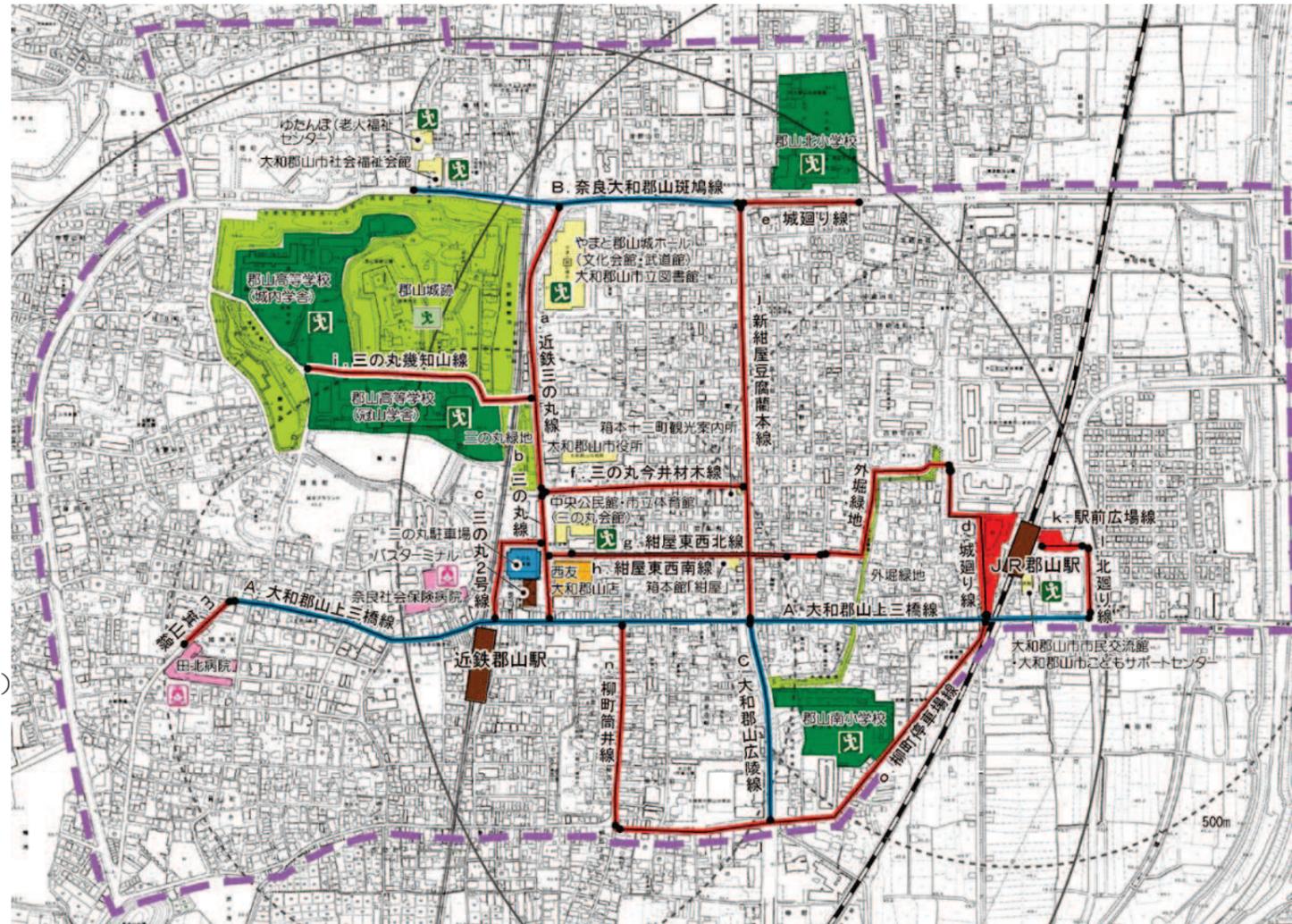
（事業者：大和郡山市）

- ・移動円滑化の向上

### ◇i. 三の丸幾知山線

（事業者：大和郡山市）

- ・踏切の改善
- ・歩行空間の確保



凡例	
[生活関連経路]	
— 県道	— 市道
[生活関連施設]	
■ 旅客施設	■ 公共施設
■ 学校	■ 公園
■ 駐車場	■ 商業施設等
■ 病院	
[重点整備地区]	
—	
参考	
■	避難所・二次的避難所
■	広域避難地
■	救急告示病院
0 250m	
N E S W	

## その他事業

### ◇バスターミナル（事業者：大和郡山市）

- ・バスターミナルの改善

### ◇近鉄郡山駅周辺（事業者：大和郡山市）

- ・大和郡山上三橋線と連携した既存施設等の改善等